

平成31年度大分県地域おこし協力隊ネットワーク化支援事業企画・運營業務委託
企画提案競技実施要領

1. 事業概要

県内に着任している地域おこし協力隊を対象に、隊員同士や隊員 OB・OG、地域住民との人脈づくり、地域を越えたネットワーク化を進めることで、隊員がより円滑に地域協力活動を実施・継続できる環境を整え、任期終了後における県内への定住推進を図る。

2. 委託業務内容等

(1) 業務概要

県内に着任している地域おこし協力隊が、隊員同士及び隊員 OB・OG、地域住民と人脈をつくり、地域を越えたネットワークを構築することに寄与する研修や交流、相談等の業務

詳細は、別添「業務委託仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 15 日までを予定

(3) 委託予算限度額

5,057,400 円

3. 企画書作成上の条件

企画書作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

4. 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本企画提案競技の公告の日から委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (3) 公告日以前 3 ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号

に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員が役員となっている事業者
- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5. 提案方法

（1）提出期限

- ①参加表明書類 → 平成31年4月10日（水）午後5時必着
- ②質問書類（任意；質問ある場合 → 平成31年4月11日（木）午後5時必着
- ③提案公募書類 → 平成31年4月15日（月）午後5時必着

（2）提出方法

- ①参加表明書類、②質問書類

下記問い合わせ先まで、規定の様式を FAX、メール、郵送、持参のいずれかの方法により提出

- ③提案公募書類

下記問い合わせ先まで郵送又は持参（FAX、メール不可）

（3）提案公募に係る提出書類（提出部数：正本1部、副本（正本の写し）4部）

下記すべての書類を提出すること

- ①企画提案競技申込書
- ②企画提案書（様式は任意）
- ③誓約書
- ④見積書（様式は任意）
- ⑤定款（写し）

6. 提案方法等

（1）審査・採用

- ①審査会を設置して、審査を行い、最優秀と決定された企画を採用する。
審査については、プレゼンテーション審査とする。

また、採用された企画の使用権は大分県に帰属する。

②参加業者には、審査結果について、速やかに通知する。

(審査会は 4 月下旬に開催予定)

③審査結果についての異議申し立ては受理しないものとする。

(2) 審査基準

概ね以下のとおり。

- ① 業務を通じた地域おこし協力隊の支援に必要な体制は整っているか。
- ② 地域おこし協力隊のニーズを的確に把握し、支援に必要な事業を企画・運営する体制は出来ているか。
- ③ 事業の目的及び内容を的確に把握・理解し、県の方針に沿う提案内容になっているか。
- ④ 地域おこし協力隊の支援を行うにあたって、独自の強みを活かした魅力的な提案内容となっているか。
- ⑤ 実現可能なプログラムが具体的に整理・計画されているか。
- ⑥ 業務の実施に必要な経費がすべて計上され、積算に妥当性があるか。
- ⑦ 地域おこし協力隊の支援業務が十分に遂行できる業務実績を有しているか。

7. その他

- (1) 県は受託者に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議・調整したうえで、委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ、進めるものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。

8. 問い合わせ及び提出先

大分県企画振興部観光・地域局 地域活力応援室 地域活力班 都留

所在地 〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1-1

電話 097-506-2125 (直通)

FAX 097-506-1730

e-mail tsuru-shohei@pref.oita.lg.jp